

船舶事故調査報告書

令和3年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	令和2年8月30日 14時00分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市久里浜ペリー公園東方沖 久里浜内防波堤灯台から真方位294°580m付近 (概位 北緯35°13.5′ 東経139°42.9′)
事故の概要	水上オートバイ濱の名門は、浮体をえい航して遊走中、浮体搭乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和2年10月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 濱の名門、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	235-52769神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊 搭乗者A
負傷者	負傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、搭乗者Aほか2人をトーイングチューブと称する浮体（以下「本件浮体」という。）に乗せて久里浜ペリー公園東方沖で砂浜に向けて約50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）でえい航中、旋回した際、搭乗者全員が落水した。</p> <p>船長は、旋回した際、本件浮体が傾斜して搭乗者全員が落水したのを認めた。</p> <p>搭乗者Aは、付近にいた知人により救助されて砂浜に搬送された。</p> <p>搭乗者Aは、負傷して病院に搬送された。</p> <p>船長及び搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、本件浮体をえい航中、船長が約50km/hの速力で旋回したことから、搭乗者が体を支えることができなくなって全員が落水し、搭乗者Aが負傷したものと考えられる。</p> <p>搭乗者Aが落水時にどのように負傷したかについては、搭乗者Aから情報が十分に得られなかったことから、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	本事故は、本船が本件浮体をえい航中、船長が約50km/hの速力で旋回したため、搭乗者が体を支えることができなくなり、搭乗者Aが落水したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、

	<p>次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、浮体をえい航して旋回する場合は、搭乗者が落水することがないように、十分に減速すること。・ 船長は、事故が発生した場合、直ちに海上保安庁に通報すること。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------